

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第七十一号）（建築指導室）

一 改正の要旨

建築基準法施行規則の一部が改正され指定確認検査機関による確認審査報告において添付書類の提出に代えることができる方法が定められたこと等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年六月二十日